

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

要介護認定等の方法の見直しに伴う

経過措置について

計 1 5 枚（本紙を除く）

Vol.80

平成 21 年 4 月 17 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3944）
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
平成 21 年 4 月 17 日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置を実施することについては、平成 21 年 4 月 13 日付事務連絡（介護保険最新情報 Vol. 76）でお知らせしたところですが、その取扱いについて、本日、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について（平成 21 年 4 月 17 日付老発第 0417001 号厚生労働省老健局長通知）を発出させていただきましたので、よろしくご査収ください。

また、その経過措置を行うにあたって生じうる疑義及びその回答について作成しましたので、経過措置の実施にあたっての事務処理においてご参考にいただければと存じます。

<送付内容>

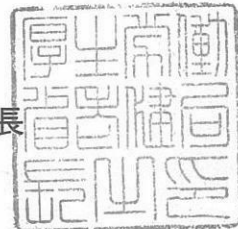
- 要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について（平成 21 年 4 月 17 日付老発第 0417001 号厚生労働省老健局長通知）
- 要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について生じうる疑義及びその回答



老 発 0417001 号
平成 21 年 4 月 17 日

各都道府県知事宛

厚生労働省老健局長



要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について（通知）

要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の方法の見直しについては、要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 189 号）、要介護認定等の実施について（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331005 号厚生労働省老健局長通知）、介護認定審査会の運営について（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331006 号厚生労働省老健局長通知）及び要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331001 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）において平成 21 年 4 月 1 日から実施しているところである。また、この見直し後の要介護認定等の方法については、一定期間、検証を行うこととしている。

そうした中、要介護認定等の方法の見直しに際しても、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、見直し後の要介護認定等の方法の検証期間において、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過的な措置の実施を、市町村にお願いするものである。

その際の事務処理手順について、下記のとおりお示しするので、御了知の上、関係市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

なお、本措置は経過的な措置であるが、従前の通知と本通知において取扱いが異なる場合にあっては、基本的には本通知の取扱いを優先するものとして取扱い願いたい。

記

1. 趣旨

要介護認定等の方法の見直し直後において、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、見直し後の要介護認定等の方法の検証期間において、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過的な措置を市町村において実施できることとするものである。

2. 実施期間について

当該経過措置の実施期間は、見直し後の要介護認定等の方法の検証が終了するまでの間とする。

3. 対象者について

「2. 実施期間について」で規定した間に要介護更新認定の申請及び要支援更新認定の申請（以下「更新申請」という。）を行った者のうち、当該者の安定的な介護サービスの利用を確保する観点から更新申請を行う以前の要介護状態（法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）に該当すること及びその該当する要介護状態区分（法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。以下同じ。）（被保険者が第2号被保険者である場合にあっては、要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。以下同じ。）又は要支援状態（法第7条第2項に規定する要支援状態をいう。以下同じ。）に該当すること及びその該当する要支援状態区分（法第7条第2項に規定する要支援状態区分をいう。以下同じ。）（被保険者が第2号被保険者である場合にあっては、要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。以下同じ。）（以下「要介護状態区分等」という。）とすることを希望する者を対象とする。

4. 手順について

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過的な措置の具体的な手続きについては、以下①～④までとする。

- ① 法第28条第4項において準用する法第27条（同条第8項を除く。）及び法第33条第4項において準用する法第32条（同条第7項を除く。）の要介護更新認定又は要支援更新認定に際し、市町村は、当該要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者に対して、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、更新申請を行う以前の要介護状態区分等とすることを希望するか否かの意思を確認するものとする。

その際、当該被保険者に対し、様式例を参考に、当該意思等の書面への記載を求めることとする。市町村は、やむを得ず被保険者に記載を求めることができない場合にあっては、市町村において当該意思等を書面に記載し、保存しておくこととする。

なお、この場合にあっては、従前の要介護状態区分等に比べて重度に変わる場合の希望と軽度に変わる場合の希望のそれぞれについて把握するものとする。

- ② 認定審査会が更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定を行う場合にあって、①において、要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者が更新申請を行う以前の要介護状態区分等とすることを希望する旨の意思を有している者である場合にあっては、その意思に基づいて、認定審査会において、更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定の内容を、更新申請を行う以前の

要介護状態区分等に変更して審査及び判定を行うこととする。

- ③ 認定審査会が更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定を行う場合にあつて、①において、要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者が更新申請を行う以前の要介護状態区分等とすることを希望する旨の意思を有していない者である場合にあつては、認定審査会において更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定を行うこととする。
- ④ なお、①から③までの事務については、法第 28 条第 4 項において準用する法第 27 条第 11 項の処分しなければならない期間（法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）を勘案し、法第 28 条第 4 項において準用する法第 27 条第 11 項ただし書きの通知（法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）を用いる等円滑に事務を進められたい。

5. 有効期間について

当該経過的な措置による要介護更新認定及び要支援更新認定の有効期間は、法第 28 条第 10 項において読み替えて準用する法第 28 条第 1 項に規定する有効期間又は法第 33 条第 6 項において読み替えて準用する法第 33 条第 1 項に規定する有効期間とする。

6. その他

見直し後の要介護認定等の方法の検証に用いることができるよう、市町村においては、

- ・ 当該経過的な措置を行った被保険者に係るデータ
- ・ 認定審査会の要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者の 4. ①で確認する意思を反映する前の審査及び判定の結果
- ・ 認定審査会の要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者の 4. ①で確認する意思に基づいた、4. ②にある審査及び判定の結果

等について、個人情報保護の観点に留意しつつ、把握し、厚生労働省への情報提供についてご協力いただきたい。

(別紙)

要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調書

申請者氏名	
被保険者番号	
記入（意思を確認した）日	平成 年 月 日
この調書の記載者の氏名 及び事業所名（※）	
申請者と記載者の関係	本人 ・ 家族（親族） ・ その他（ ）

※ 事業所名は、記載者がご本人又はご家族（親族）の場合は、記載不要です。

申請者の意思

① 従来（更新申請前）の要介護度とする措置の必要について

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	必要なし（今回認定される要介護度でよい）
	必要あり（従来の要介護度のままを希望する）

② ①で「必要あり」に○をした方は、次のどれを希望されますか

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	従来より <u>軽度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（重度になった場合はそのままよい）
	従来より <u>重度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（軽度になった場合はそのままよい）
	従来より <u>重度になっても軽度になっても</u> 、従来の要介護度に戻す

（注）「要介護度」とは、要介護状態区分及び要支援状態区分のことです。

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について生じる疑義及びその回答

<総論関係>

Q 1

何故、この段階で経過措置を実施するのか。

(答)

- 1 見直し後の要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）方法への切り替えの時期の不安や混乱（特記事項の記載が不十分等）を防止し、見直しに係る検証期間中に、利用者に引き続いて安定的にサービスをご利用いただき、可能な限り早期に安心感を持っていただくことに資するよう実施するものである。

Q 2

この経過措置で現場の混乱や利用者の不安は解消されるのか。

(答)

- 1 見直し後の要介護認定方法への切り替えの時期の不安や混乱を防止し、利用者に引き続き安定的にサービスをご利用いただいて安心感をもっていただくようにすることが重要であると考えている。
- 2 今回の経過措置は、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）の更新に際し、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、従前の要介護状態区分（要支援状態区分を含む。以下「要介護度」という。）とすることを希望する申請者を対象に、その希望に応じ、従前の要介護度とすることにより利用者に引き続き安定的にサービスをご利用いただき、現場の混乱や利用者の不安を解消する一助になるものと考えている。
- 3 厚生労働省としては、今後とも、この経過措置に加え、今回の要介護認定方法の見直しに際し、利用者が不安を抱くことのないよう、利用者に対する丁寧な説明や認定調査員に対する研修等について万全を期してまいりたい。

Q 3

こうした経過措置を行うことで介護給付に要する費用が増加するのではないか。要介護認定は市町村の自治事務であるが、これに伴う給付費の増分について、国、都道府県、支払基金は負担を強いられる根拠は何か。

(答)

- 1 今回の経過措置は、要介護認定の更新に際し、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、重度になる場合や軽度になる場合に従前の要介護度とすることを希望

する申請者を対象に、その希望に応じ、従前の要介護度とすることにより利用者に引き続き安定的にサービスをご利用いただく措置である。

- 2 また、要介護度は利用者のサービス量に直結するのではなく、要介護度を踏まえてケアマネージャーが利用者の状況を適切に判断してサービス量が決定されるものであるから、今回の経過措置によってサービスの利用が増加するかどうかを一概に判断することはできない。
- 3 こうしたことから、今回の経過措置によって必ずしも介護給付に要する費用が増加するとは言えない。

Q 4

区分変更申請との違いはなにか。

(答)

- 1 仮に、要介護認定の更新申請を行い、見直し後の方法による要介護度が従前の要介護度と異なって判定された場合、従前の要介護度による要介護認定を受けるために区分変更申請を行うとすると、申請者は改めて市町村に区分変更の申請を行った上で認定調査を受けることや主治医意見書の提出が必要となり、加えて、認定審査会において審査・判定が行われるところである。
- 2 今回の経過措置は、1で記載した手順を踏むことなく、要介護更新認定（要支援更新認定を含む。以下同じ。）において、従前の要介護度による認定を受けることを可能とするものである。

Q 5

今回の経過措置は、要介護認定方法の見直しを凍結することと同義ではないのか。

(答)

- 1 今回の経過措置は、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、従前の要介護度とすることを希望する申請者を対象に、その希望に応じ、認定審査会が見直し後の方法による要介護度が従前の要介護度と異なる場合、従前の要介護度とすることを可能とする措置であり、申請者が自らの状態等を勘案して従前の要介護度にする必要がないと判断すれば、見直し後の要介護認定の方法で判定された要介護度になるものである。
- 2 一方で、市町村では、既に見直し後の要介護認定の方法による認定を実施しており、現段階で見直し後の方法の凍結といった大きな方針の変更を行うことは、要介護認定の実施自体に相当程度の遅れを生じさせてしまうこととなり、かえって利用者にご迷惑をおかけし、現場に混乱を引き起こすこととなると考える。

- 3 厚生労働省としては、要介護認定の方法の見直しに際し、利用者等に不安が生じないようにすることが重要であると考えており、この経過措置に加え、今後とも、今回の要介護認定方法の見直しに際し、利用者が不安を抱くことのないよう、利用者に対する丁寧な説明や認定調査員に対する研修等について万全を期してまいりたい。

Q 6

新規認定は対象とはしないのか。

(答)

- 1 市町村では、すでに見直し後の要介護認定の方法による認定を実施しており、現段階で見直し後の方法の凍結といった大きな方針の変更を行うことは、要介護認定の実施自体に相当程度の遅れを生じさせてしまうこととなり、かえって利用者にご迷惑をおかけし、現場に混乱を引き起こすこととなると考える。
- 2 今回の経過措置は、要介護認定等の方法の見直しに際しても利用者に引き続き安定的にサービスをご利用いただいて安心感をもっていただくよう、現場の混乱や利用者の不安を解消するための措置であるから、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、従前の要介護度とすることを希望する申請者を対象に、その希望に応じ、従前の要介護度とするものである。
- 3 新規認定については、新たに介護保険の対象となる者への認定であり、従前の要介護度との比較ということではなく、一度判定された要介護度より重度又は軽度の要介護度を希望する場合には、介護保険法第 183 条の審査請求の手続きをご利用いただくこととなる。また、状態が変化した等のため、一度認定された要介護度とは異なる要介護度であると利用者が判断した場合には、介護保険法第 29 条の区分変更申請の手続きをご利用いただくこととなる。
- 4 なお、厚生労働省としては、こうした場合にあっての手続きについて、各自治体に迅速にご対応いただけるようお願いしてまいりたい。

Q 7

更新申請と区分変更申請の両方に適用するのか。

(答)

- 1 更新申請は、従前の認定の有効期間が満了した場合に、引き続き介護保険を利用するために要介護認定を受けるための手続きである。
- 2 一方、区分変更申請は、状態が変化した等のため現在受けている認定の要介護度とは異なる要介護度であると利用者が判断した場合に行う手続きであることから、今回

の経過措置とは別の趣旨のものである。

<実際の手続き関係>

Q 8

どの時点でどのように申請者の希望を聞くことを考えているのか。

(答)

- 1 市町村における効率的な事務の遂行及び利用者の利便性を考慮すれば、認定調査の時点で申請者の希望をきくことが考えられるが、この時点にかかわらず、各市町村において、要介護更新認定の申請から認定までの可能な時点で、申請者の安定的な介護サービスの利用を確保する観点からの希望を聞いていただきたい。

Q 9

認知症等により明確な意思が確認できない場合、どのように経過措置に関する意思の確認を行えばよいのか。

(答)

- 1 今回の経過措置は、見直し後の要介護認定方法への切り替えの時期の不安や混乱を防止し、利用者に引き続き安定的にサービスをご利用いただいて安心感をもっていただくための措置であるから、従前から介護保険サービスを利用している者を対象としているものである。
- 2 被保険者以外に要介護更新認定の申請を行うことができる者は、被保険者の家族等、社会保険労務士及び介護保険法第 28 条第 4 項において準用する法第 27 条第 1 項において代行して申請を行うことが可能な者として規定している介護保険法施行規則第 35 条第 3 項に規定する要件を満たす指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設又は地域包括支援センターがある。
- 3 こうした代理申請を行う者については、申請者に対して今回の経過措置を適用することを判断しても差し支えない。

Q10

更新申請者全員に一律の措置とすべきではないか。

(答)

- 1 今回の経過措置については、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、従前の要介護度とすることを希望する申請者を対象に、その希望に応じ、見直し後の方法による要介護度が従前の要介護度と異なる場合に従前の要介護度とすることを可能

とする措置である。

- 2 一方で、更新申請者全員に一律に従前の要介護度とすることは、重度化して要介護度が重くなる場合にも従前の要介護度で判定することとなり、必要なサービスの提供に支障が生じ、状態がさらに悪化することとも考えられることから、適当ではない。

Q11

具体的にどのような手続きで従前の要介護状態区分に変更することを考えているのか。

(答)

- 1 要介護更新認定において、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、従前の要介護度とすることを希望する申請者を対象に、その希望に応じ、見直し後の方法による要介護度が従前の要介護度と異なる場合に従前の要介護度で認定するものである。
- 2 なお、手続きの詳細については、市町村の個々の状況に応じて定めていただいて差し支えない。

Q12

経過措置によって認定された要介護度の有効期間はどのぐらいか。

(答)

- 1 要介護更新認定の有効期間と同様に判断すること。

Q13

経過措置期間である検証期間中とは、いつからいつまでを想定しているのか。市町村の裁量でこうした経過措置を恒久的に実施してよいか。

(答)

- 1 4月13日に「第1回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」として検証を開始したところである。
- 2 今後、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において、見直し後の方法による要介護認定の動向を現場の状況を踏まえて検証するため、検証期間については具体的な終了期日は明確にお示しすることはできないが、見直し後の要介護認定の方法の検証が終了するまでの間と考えている。

Q14

利用者への具体的な周知についてはどのように考えているのか。

(答)

- 1 別添の案内文とともに、通知における様式例を参考に示す等して利用者にご説明いただきたい。

Q15

認定結果について、厚生労働省への情報提供はどのように行うことになるのか。

(答)

- 1 認定支援ネットワークを用いて報告を行うこととしている二次判定結果の欄には、認定審査会の審査・判定の最終的な結果（申請者の希望を踏まえた場合はその結果）を報告いただきたい。
- 2 また、申請者の希望を踏まえる前の認定審査会の審査・判定の結果については、別途調査を行うこととしており、その詳細については、近日中に事務連絡にてお知らせすることとしているのでご承知おき願いたい。

要介護認定・要支援認定の更新申請をされる皆様へ

要介護度が変わっても従来どおりを選ぶことができます

平成21年4月から、申請されたご本人にかかる介護の手間をより正確に反映するため、要介護認定の方法の見直しが行われました。（詳しくは、別添「4月からの要介護認定方法の見直しについて」を参照してください）

しかし、今回の見直しにより「軽度に認定されるのではないか」等のご不安が生じているとのご指摘もありましたので、厚生労働省では利用者・家族の代表や専門家による「検証・検討会」を設けて、きちんと検証を行うこととしています。

そのようなことから、安定的な介護サービスのご利用を確保する観点から、「検証・検討会」の結果が出るまでの間、更新前の要介護度とご希望があれば、更新前の要介護度と異なる結果になった場合は、更新前の要介護度のままにすることが可能となる経過措置を行うこととしました。

つきましては、別紙により、仮に要介護度が異なった場合、従来どおりの要介護度を希望されるかどうかをお聞かせください。この希望に基づき、更新後の要介護度が決定されます。

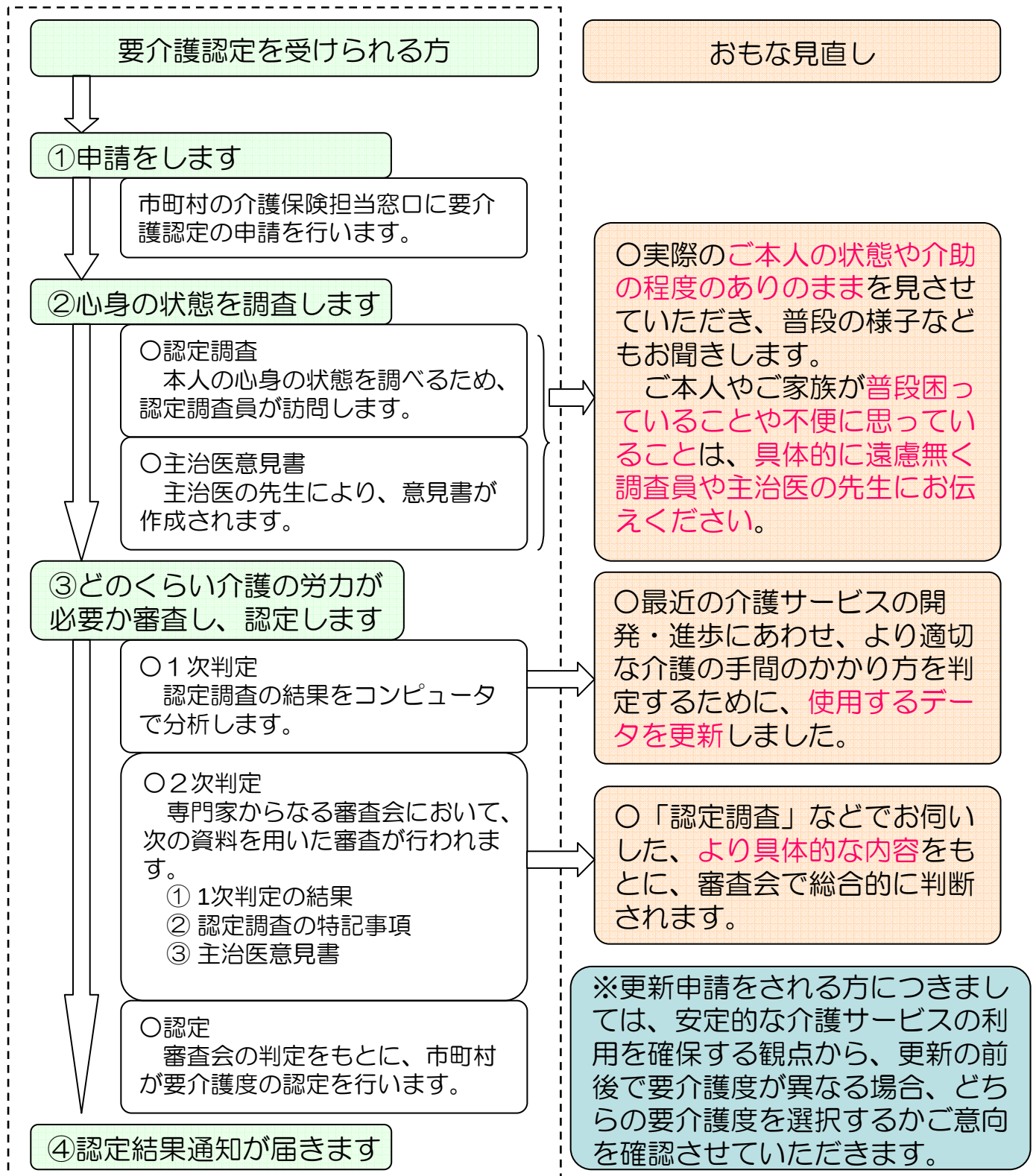
ご協力をお願いします。

4月からの要介護認定方法の見直しについて

この4月から、**介護保険の要介護認定の調査方法が変わります。**

申請手続はこれまでどおりですが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査は、調査時の**ご本人の状態をありのままに調査する方法**に変わります。

このため、調査の際に、ご本人やご家族の方が、**ご本人の普段の様子を調査員に詳しくお伝えいただくことが重要**になります。



今回の見直しは、なぜ行われたのですか。

今回の見直しは、要介護認定に、より正確に介護の手間を反映し、不公平感につながりやすい認定結果のバラツキを減らすために行うものです。

今回の見直しは、どのような観点から行われたのですか。

認定審査は、ご本人の生活の上で、どれほど介護の手間がかかるかを判定するものです。今回の見直しにより、最新のデータに基づいて、より正確に判定できるように改善しました。

今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか。

要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまで通り、「要支援1～2、要介護1～5」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

今回の見直しにより、これまでの要介護度と比べて、全体として要介護度が低く判定されてしまうのではないのですか。

今回の見直しのために厚生労働省が行った市町村のモデル事業や研究など様々な検証の結果によると、一概に要介護度が低く判定されるものではありません。

なお、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、厚生労働省が今回の見直しに関する検証を行っている期間中に更新申請された方で、更新前の要介護度とご希望があれば、更新の前後で要介護度が異なる場合、更新前の要介護度のままとすることを可能とする措置を行うこととしました。

手続き等詳細につきまして、下記お問い合わせ先にお問い合わせください。

今後どのような点に注意すればよいのですか。

要介護認定のバラツキを減らし、公平に行うため、ご本人を訪問しての調査は、調査時の状態のありのままを見る方法に変わります。

認定調査員や主治医の先生に、普段困っていることの具体的な内容や頻度などについて、詳しく伝えていただくことがより大切になります。

それによって、より適切な要介護度判定が可能となります。

厚生労働省では、4月以降の要介護認定の実施状況を把握し、結果を検証した上で、必要に応じて迅速に見直しを行うこととしています。

【お問い合わせ先】

要介護認定についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

〇〇市 〇〇課 〇〇係

電話番号：

(別紙)

要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調書

申請者氏名	
被保険者番号	
記入（意思を確認した）日	平成 年 月 日
この調書の記載者の氏名 及び事業所名（※）	
申請者と記載者の関係	本人 ・ 家族（親族） ・ その他（ ）

※ 事業所名は、記載者がご本人又はご家族（親族）の場合は、記載不要です。

申請者の意思

① 従来（更新申請前）の要介護度とする措置の必要について

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	必要なし（今回認定される要介護度でよい）
	必要あり（従来の要介護度のままを希望する）

② ①で「必要あり」に○をした方は、次のどれを希望されますか

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	従来より <u>軽度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（重度になった場合はそのままよい）
	従来より <u>重度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（軽度になった場合はそのままよい）
	従来より <u>重度になっても軽度になっても</u> 、従来の要介護度に戻す

（注）「要介護度」とは、要介護状態区分及び要支援状態区分のことです。